

○薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 18 号

改正 平成 22 年 4 月 30 日規則第 27 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 22 号

平成 24 年 2 月 1 日規則第 1 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号

平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号

平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成 22 年薩摩川内市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づき、並びに薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、ゴールド集落活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地区コミュニティ協議会 市内の各地区に存する自治会や各種団体をもって組織するコミュニティ協議会で、市長が適当と認めたものをいう。

(2) 自治会 市長が地域住民による自治組織として適当と認めたものをいう。

(3) 特定非営利活動法人等 市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又はボランティア団体で、その構成員が 5 人以上の市民活動団体をいう。

(補助金の種類及び補助対象団体)

第 3 条 補助金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に掲げるものを補助対象団体とする。

補助金の種類	補助対象団体
ゴールド集落重点支援地区補助金	自治会

ゴールド集落自主活動支援補助金	自治会
ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	地区コミュニティ協議会
ゴールド集落支援市民活動補助金	特定非営利活動法人等

（ゴールド集落重点支援地区補助金）

第4条 市長は、条例第2条第1号のゴールド集落のうち、毎年度、当該年度の初日の属する年の1月1日現在（以下「基準日」という。）における高齢化率が60パーセント以上の自治会を重点支援地区に指定し、ゴールド集落重点支援地区補助金（以下「重点支援地区補助金」という。）を交付する。

2 重点支援地区補助金の額は、前項の高齢化率に応じて下表に定める基本額に、毎年4月1日現在において当該自治会に加入する世帯数に1,000円を乗じた額を合算した額とする。

重点支援地区の高齢化率	基本額
60パーセント以上70パーセント未満	20,000円
70パーセント以上80パーセント未満	30,000円
80パーセント以上90パーセント未満	40,000円
90パーセント以上	50,000円

3 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の重点支援地区補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

（ゴールド集落自主活動支援補助金）

第5条 ゴールド集落又は条例第2条第2号の特例ゴールド集落のうち、条例第5条の計画を定め、自主的に地域活性化に取り組むことを申し出た自治会に対し、ゴールド集落自主活動支援補助金（以下「自主活動支援補助金」という。）を交付する。

2 自主活動支援補助金の補助対象経費は、当該自治会が地域活性化に取り組むために直接必要となる経費とする。ただし、役員報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）等当該自治会の管理運営費は除くものとする。

3 ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、12万円を限度とする。ただし、前項の補助対象経費の総額が、5万円未満であるときは、その全額を補助するものとする。

4 特例ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、第2項の補

助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、10万円を限度とする。

5 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の自主活動支援補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

(ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金)

第6条 ゴールド集落を有する地区コミュニティ協議会で、薩摩川内市自治基本条例（平成20年薩摩川内市条例第41号）第24条第1項の地区振興計画に基づき、当該ゴールド集落の活動を支援することを申し出た地区コミュニティ協議会に対し、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金（以下「地区コミュニティ協議会活動補助金」という。）を交付する。

2 地区コミュニティ協議会活動補助金の額は、当該地区コミュニティ協議会のゴールド集落である自治会の数に50,000円を乗じて得た額とする。

3 地区コミュニティ協議会活動補助金は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費（当該地区コミュニティ協議会のコミュニティセンター等の管理運営費、役員報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）は除く。）に充てなければならない。

(ゴールド集落支援市民活動補助金)

第7条 ゴールド集落の活性化及び課題解決のため別表に掲げる公共的な支援活動を行う特定非営利活動法人等に対して、ゴールド集落支援市民活動補助金（以下「市民活動補助金」という。）を交付する。ただし、当該特定非営利活動法人等が当該支援活動の実施に対して、国、県、市又はその他の団体から助成等を受けている場合（助成等を受ける予定も含む。）には、市民活動補助金は交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助の対象としない。

(1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体

(2) 地区コミュニティ協議会、自治会などの地縁団体

3 市民活動補助金の補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に直接必要となる経費とする。ただし、当該特定非営利活動法人等の管理運営費、報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）及び飲食代は除くものとする。

4 市民活動補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の4分の3以内とし、その単年度の限度額は24万円とする。

- 5 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月10日までに、自主活動支援補助金及び市民活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月31日までに当該補助金の交付申請をしなければならない。

- 2 重点支援地区補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 自主活動支援補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落自主活動支援補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 4 地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会は、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 5 市民活動補助金の交付を受けようとする特定非営利活動法人等は、ゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 当該特定非営利活動法人等の構成員名簿(様式第7号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条のゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書、ゴールド

集落自主活動支援補助金交付申請書、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書又はゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条から第7条に定めるところにより、自治会、地区コミュニティ協議会及び特定非営利活動法人等（以下「自治会等」という。）に対するそれぞれの補助金の額を算定し、ゴールド集落重点支援地区補助金交付決定通知書（様式第8号）、ゴールド集落自主活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付決定通知書（様式第10号）又はゴールド集落支援市民活動補助金交付決定通知書（様式第11号）により、当該自治会等に対し通知する。

2 市長は、市民活動補助金の交付を決定しようとするときは、ゴールド集落支援市民活動補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

3 前項の審査委員会について必要な事項は別に定める。

4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を適正に達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

5 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、ゴールド集落活性化事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、当該自治会等に対し通知する。

（交付期限）

第10条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金は、当該年度分を毎年度6月15日までに交付する。

（補助事業の内容変更）

第11条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について変更しようとするときは、補助金事業計画変更承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金変更交付決定通知書（様式第14号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 重点支援地区補助金の交付を受けた自治会及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けた地区コミュニティ協議会は、毎年度終了後30日以内に、当該年度分として交付を受けた補助金の使途について次に掲げる書類

で、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等は、補助対象事業完了後１５日以内に、ゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書（様式第１５号）又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書（様式第１６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （１） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第２号）
- （２） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第３号）
- （３） 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第１３条 市長は、前条のゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書を受理したときは、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等に対し、関係書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

- ２ 前項の通知は、ゴールド集落自主活動支援補助金確定通知書（様式第１７号）又はゴールド集落支援市民活動補助金確定通知書（様式第１８号）（以下これらを「確定通知書」という。）により、これを行うものとする。

（補助金の交付請求）

第１４条 前条第２項の確定通知書を受理した当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、補助金の交付請求をすることができる。

- ２ 前項の交付請求をしようとする当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、市長が別に定める請求書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の前金払又は概算払）

第１５条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、補助金前金払（概算払）申請書（様式第１９号）により、市長に申請しなければならない。

- ２ 市長は、前項の補助金前金払（概算払）申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付す

ることを決定し、その旨を補助金前金払（概算払）決定通知書（様式第20号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知する。

- 3 前条の規定は、補助金の前金払又は概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第15条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の返納）

第16条 市長は、自治会等が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、ゴールド集落等（ゴールド集落及び特例ゴールド集落をいう。以下同じ。）の活性化と課題解決及びゴールド集落等に居住する住民の生活環境の整備促進とする。

（見直しの期間）

第18条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第19条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、ゴールド集落等の活性化や課題解決のための事業の数及び住民の参加数によって測定するものとする。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（自主活動支援補助金に係る交付申請期限の特例）

- 2 平成22年度の自主活動支援補助金に係る交付申請期限は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成22年7月10日までとする。

附 則（平成22年4月30日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号）
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号）
この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

番号	支援活動の種類
1	地域安全活動（見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等）
2	地域づくりの推進を図る活動（地域行事や都市部との交流事業などのコミュニティ活動の支援等）
3	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（伝統芸能や教育交流事業などの支援等）
4	経済活動の活性化を図る活動（地産地消の推進のための取組の支援、観光資源の創出・発掘等）
5	環境の保全を図る活動（道路等の清掃、不法投棄パトロール等）
6	その他市長が適当と認める活動

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 自治会名
代 表 者
住 所
氏 名 印

ゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書

年度におけるゴールド集落重点支援地区補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他

様式第 2 号（第 8 条、第 12 条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業実施計画（実績）

※ 計画時においては参加見込人数を、実績時においては参加人数も記載すること。

3 ゴールド集落に対する効果見込み（実績）

（注意） 重点支援地区補助金については、2 の参加人数（見込み・実績）及び 3 の欄の記載は必要ありません。

様式第3号(第8条、第12条関係)

収支予算(精算)書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算(精算)額	備 考
計		

※ 市補助金の額は、1,000円未満の端数は切り捨ててください。

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算(精算)額	備 考

※ 支出の区分は、賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、原材料費その他必要な経費の費目に分けて記入してください。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 自治会名
代 表 者
住 所
氏 名 ㊟

ゴールド集落自主活動支援補助金交付申請書

年度におけるゴールド集落自主活動支援補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 地区コミュニティ協議会名

代表者

住 所

氏 名 ㊦

ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書

年度におけるゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 団体名
代表者
住 所
氏 名 ㊟

ゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書

年度におけるゴールド集落支援市民活動補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 構成員名簿
 - (4) その他

様式第7号(第8条関係)

団体名 _____

構 成 員 名 簿

番号	氏 名	性別	年齢	住 所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

自治会名

代表者名 様

薩摩川内市長



ゴールド集落重点支援地区補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度ゴールド集落重点支援地区補助金については、下記条件を付して、金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則の規定を遵守すること。
- 2 補助金は、ゴールド集落の活動運営に必要な経費に充てること。なお、他の用途に使用したときは、補助金の全部又は一部について返納を命じることがある。
- 3 当該年度が終了したときは、事業計画(実績)書、収支予算(精算)書その他市長が必要と認める書類を提出すること。

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

自治会名

代表者名 様

薩摩川内市長



ゴールド集落自主活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度ゴールド集落自主活動支援補助金については、下記条件を付して、金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則の規定を遵守すること。
- 2 補助金は、ゴールド集落の活動計画に基づき行われる自主的な地域活性化事業に、直接必要な経費に充てること。なお、他の用途に使用したときは、補助金の全部又は一部について返納を命じることがある。
- 3 当該事業が終了したときは、事業計画(実績)書、収支予算(精算)書、その他市長が必要と認める書類を提出すること。

様式第10号(第9条関係)

第 号
年 月 日

地区コミュニティ協議会名

代表者名 様

薩摩川内市長



ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金については、下記条件を付して、金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則の規定を遵守すること。
- 2 補助金は、地区振興計画に基づき行われるゴールド集落支援活動に、直接必要な経費に充てること。なお、他の用途に使用したときは、補助金の全部又は一部について返納を命じることがある。
- 3 当該年度が終了したときは、事業計画(実績)書、収支予算(精算)書その他市長が必要と認める書類を提出すること。

様式第11号(第9条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者名

様

薩摩川内市長



ゴールド集落支援市民活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったゴールド集落支援市民活動補助金については、下記条件を付して、金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則の規定を遵守すること。
- 2 補助金は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に、直接必要な経費に充てること。なお、他の用途に使用したときは、補助金の全部又は一部について返納を命じることがある。
- 3 当該事業が終了したときは、事業計画(実績)書、収支予算(精算)書、その他市長が必要と認める書類を提出すること。

様式第12号(第9条関係)

第 号
年 月 日

代表者名
団 体 名 様

薩摩川内市長 

ゴールド集落活性化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度()補助金につい
ては、下記の理由により不交付と決定したので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助
金交付規則第9条の規定により通知します。

記

不交付とする理由

様式第13号(第11条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 団体名
代表者
住 所
氏 名



補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた 年度()に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第11条の規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙1のとおり
- 3 変更収支予算書 別紙2のとおり

(注意)

- 1 かっこ書には、受けようとする補助金の種類を記入すること。
- 2 別紙1及び別紙2については、それぞれの補助金交付申請書に添付した事業計画書及び収支予算書を用いて作成し、変更に係る部分は2段書とし、変更前のものをかっこ書で上段に記載すること。

様式第14号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長 印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度()の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更することに決定します。

記

1 補助金の交付決定額

変 更 前	円
変 更 後	円

2 変更決定に付する条件

様式第15号(第12条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 自治会名
代 表 者
住 所
氏 名 ㊟

ゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった 年度ゴールド集落自主活動支援補助金に係る事業を実施したので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第16号(第12条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 団体名
代表者
住 所
氏 名 ㊟

ゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった 年度ゴールド集落支援市民活動補助金に係る事業を実施したので、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 添付書類
- (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第17号(第13条関係)

第 号
年 月 日

自治会名
代表者名 様

薩摩川内市長 

ゴールド集落自主活動支援補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知をした 年度ゴールド集
落自主活動支援補助金については、下記のとおりその補助金の額を確定したので通知しま
す。

記

交付確定額 円

様式第18号(第13条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名 様

薩摩川内市長 印

ゴールド集落支援市民活動補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知をした 年度ゴールド集落支援市民活動補助金については、下記のとおりその補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

様式第19号(第15条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 団体名
代表者
住 所
氏 名 ㊟

補助金前金払(概算払)申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった 年度()について、下記のとおり前金払(概算払)くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

金 円

事業費	補助金	前金払 (概算払) 受領済額	前金払 (概算払) 申請額	残 額

前金払(概算払)を必要とする理由

(注意) かつこ書には、受けようとする補助金の種類を記入すること。

様式第20号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



補助金前金払(概算払)決定通知書

年 月 日付けで前金払(概算払)申請のあった 年度()
については、下記のとおり前金払(概算払)することに決定します。

記

- 1 前金払(概算払)決定額 金 円
- 2 交付決定に付する条件

様式第 1 号（第 8 条関係）
様式第 2 号（第 8 条、第 1 2 条関係）
様式第 3 号（第 8 条、第 1 2 条関係）
様式第 4 号（第 8 条関係）
様式第 5 号（第 8 条関係）
様式第 6 号（第 8 条関係）
様式第 7 号（第 8 条関係）
様式第 8 号（第 9 条関係）
様式第 9 号（第 9 条関係）
様式第 1 0 号（第 9 条関係）
様式第 1 1 号（第 9 条関係）
様式第 1 2 号（第 9 条関係）
様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）
様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）
様式第 1 5 号（第 1 2 条関係）
様式第 1 6 号（第 1 2 条関係）
様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）
様式第 1 8 号（第 1 3 条関係）
様式第 1 9 号（第 1 5 条関係）
様式第 2 0 号（第 1 5 条関係）